言語社会研究科　博士審査要旨

論文提出者　　本多　創史
論文題　目　　明治期 感化救済事業の思想――留岡幸助の「ぬるやかな」社会・国家
論文審査委員　　イ・ヨンスク教授、糟谷　啓介教授、鵜飼　哲教授

１．本論文の目的と構成

留岡幸助（1864～1934）は、明治から大正・昭和初期にかけての時代を代表する社会福祉事業家である。留岡は同志社大学を卒業した後プロテスタントの牧師となり、北海道空知で監獄教誨師として受刑者更生事業に携わった。さらに留岡は、警察監獄学校教授、青少年感化事業、報徳社の地方改良運動、「家庭学校」の設立と経営、部落解放運動など、幅広い領域で活動をくり広げた。

社会福祉事業の先駆者ないし開拓者としての留岡の活動に関しては、数々の先行研究がある。しかし、本論文の著者は、それらの研究の多くが、研究対象である留岡幸助の立場や価値観とあまりに同一化している点に、研究としての弱点が見られると指摘する。留岡の目指した「社会的弱者」の「救済」という課題が、それを成り立たせた前提を検討することなしに無条件の「善」とみなされた結果、近代日本の「福祉事業」に含まれていた数々の問題性が覆い隠されてしまったことに、著者は注意を促す。著者の意図は、留岡の思想と実践を、社会福祉事業史の文脈ではなく社会思想史の対象としてとりあげ、その歴史的意味を確定しようとすることにある。

本論文の構成は以下の通りである。

はじめに
序章　ある「事件」をめぐって
第一章　クリスト教・国際競争・治安維持
　第一節　クリスト教
　第二節　人間改善の可能性
　第三節　国際競争
　第四節　同情と治安維持
第二章　「ぬるやかな」社会
　第一節　ラスキンと拝金主義
　第二節　二宮尊徳について
　第三節　「ぬるやかな」社会
第三章　拡大する「家族」
　第一節　感化事業の開始
　第二節　「ぬるやかな」国家

終章　「ぬるやかな」国家の帰結――小河滋次郎と田子一民

２．本論文の概要

「はじめに」では、留岡の活動には、彼自身の社会観、国家観が反映しているのであるから、社会思想史の観点から留岡の思想をトータルに扱うことは十分に可能であるとされ、本論文が従来の社会福祉発達史や社会事業史と異なる視座に立つことが述べられる。

序章では、留岡が著作のなかで、自身の少年時代の「体験」にしばしば言及することが注目される。著者の分析によれば、留岡は自身の感情を他の虐げられた人々に類推適用しながら、下層階級の人々の感情として位置づけなおしたとされる。

第一章では、はじめに留岡の社会福祉事業を支えたキリスト教信仰のあり方と監獄教誨師としての留岡の活動が論じられる。そのなかで留岡は、犯罪者の更生が「教育」と「勤労」を通じてのみ可能であるという信念に達し、こうした姿勢は、後の社会福祉事業においても変わることなく維持された。留岡は、社会的な「弱者」を自存自助しうる主体として育てることを目指したが、そのことは他方で、福祉事業を社会の治安維持の観点からとらえる視点とも結び付いた。著者によれば、「人道」の問題がそのまま国家と社会の「治安」の問題になることに、留岡の説く社会福祉事業論の核心があった。

第二章では、留岡が社会福祉事業を通じて実現しようとした社会のあり方が論じられる。留岡は、イギリスの思想家ラスキンの影響のもとに、社会の金権主義をきびしく批判したが、上層階級の人々に向けて社会への道徳的奉仕を呼びかける一方で、下層階級に対しては、ストライキなどによる社会秩序への異議申し立てを許容しない態度を示す。留岡は、社会問題発生の原因を社会構造にではなく、人間の利己主義的欲望に見出していたため、上層階級の道徳的退廃と下層階級の社会的反抗を同じ盾の両面としてとらえていた。章の後半部分では、留岡の報徳社運動への積極的な関与が論じられる。報徳社は、「至誠」「勤労」「分度」「推譲」などの徳目を重視する二宮尊徳の教義にしたがって結成された農民団体であり、内務省主導の地方改良運動の重要な支柱であった。留岡は報徳社をモデルにして、社会の成員すべてが家族的情愛で結びつくような社会のイメージを描き出した。著者は、家族という私的空間での感情のあり方が社会という公的なレベルに、何らの媒介も経ずに一気に拡大されていくことに、留岡の社会観の最大の問題があるととらえ、批判的観点から「ぬるやかな」社会という造語を提案している。

第三章では、留岡のこうした社会観が、国家とどのように結び付いていったかが検討される。そこで注目されるのは、留岡が創始した「家庭学校」という教育機関である。「家庭学校」は青少年に対する感化事業の一環として創設された。留岡の感化事業は、「不良」とみなされた青少年に道徳的職業教育をほどこすことで、「善良な国民」へと育て上げていくことを目指していた。その一方で留岡は、欧米の産業界に広まっていた「社会技師」制度に注目した。たとえばテーラーと同様に、留岡は教育、福祉、娯楽などの労働環境を整備することで、労働者を規律化することをめざしたが、留岡の主張はより精神主義的であった。留岡の議論の出発点は常に家族であり、家族内に存在するとされる心情を国家規模に拡大することを目指していた。

終章では、大正末期から昭和初期にかけて、地方公共団体による「社会福祉」事業が続々と出

現し、ついには 1929 年の「救護法」までに至る過程を、当時指導的地位にあった小河滋次郎と田子一民という二人の官僚をとりあげて分析している。そこでは、家族の拡大としての「社会福祉」という留岡の構想が暗黙の前提となっていた。

３．本論文の成果と問題点

本論文の成果

１．社会思想史のパースペクティブのなかで、留岡幸助の著作を綿密に検討するとともに、彼の実践を当時の時代的背景のなかで正確にとらえ返す作業を通して、留岡の思想的位置を見定めるという本論文の目的は、十分に成功している。とくに、留岡がキリスト教信仰を出発点とし、犯罪者更生事業を通じて社会福祉事業へと視野を拡大していく過程の分析や、報徳社への傾倒を通じて内務省主導の地方改良運動に参与していく過程の分析に見るべきものがある。

２．本論文は留岡幸助の思想と実践を検討することによって、近代日本の社会福祉事業がかかえていた問題点を浮き彫りにすることに成功している。留岡の思想を手がかりとして、近代日本における「家族国家」観と福祉政策の結びつきを検討したことは、本論文の重要な成果に数えられる。著者は、「親－子」関係に存在するとされる情愛が、村落共同体から国家全体へと同心円的構造をもって無媒介に拡大していくものとして捉えられた結果、「強者」から「弱者」に向けた「家族」的な温情が「福祉」の根本にあるものと規定された。そして、「弱者」の従属化が進められるとともに、社会のすべての成員に対しては、家族や共同体への無条件の献身と国家への情感的一体化が強要された。こうした問題を、抽象的にではなく、具体的な文脈に即して論じたことに、本論文の大きな成果がある。

本論文の問題点

１．外在的な尺度をあてがわずに、留岡の思想的視座に即しながら、留岡の思想を内在的に理解しようとする著者の姿勢は徹底している。その点は本論文の長所ということができる。しかし、その半面、他の思想家との比較を通じて、留岡の位置を測定するという方向には、手薄なところが残った。また、ときに微視的なコンテクストに密着したために、より広い思想史的コンテクストから行うべき様々な概念の検討が不徹底に終った側面もある。こうした作業を経ることで、留岡の思想の独自性は、より明瞭にとらえることができたはずである。たとえば、「国家」が「家族」に喩えられる現象や「福祉」の宗教的意味づけなどは、けっして日本だけに限られた特殊事例ではないのであるから、他の国々の事例との比較がなされるべきであった。また、留岡の死刑制度への態度、留岡の「勤労」概念、フォーディズム的組織論などは、社会思想的観点からのより突っ込んだ検討がほしかった。

２．本論文の副題に付されている「ぬるやかな社会」という形容詞は、留岡の著作からとられているわけではなく、著者の造語である。そこにこめられた著者の思いは十分に理解できるものであるが、この造語が全面的に成功しているかどうかは、疑問がないわけではない。あえて造語を

しなければ、留岡の思想が明快に特徴づけられなかったどうかは、検討の余地がある。

しかし、これらの問題点は著者自身もよく認識しており、本論文の優れた内容を損なうものではない。本論文は、留岡幸助論として価値があるだけでなく、近代日本における社会の自己了解のありかたを論じたものとしても、たいへん優れたものである。本論文には、さらに綿密に検討するに値する重要な指摘と考察が数多く含まれている。このことは、研究の豊かな発展可能性を示すものであり、今後の著者の研究に対する大きな期待を抱くことができる。

４．結論

以上の審査結果に鑑み、審査員一同は、所定の試験結果をあわせ考慮して、本論文の筆者が一橋大学博士（学術）の学位を受けるに値するものと判断する。

最終試験結果要旨

2006 年 6 月 14 日

受験者　　本多創史

最終試験委員　　イ・ヨンスク　　糟谷啓介　　鵜飼 哲

2006 年 5 月 31 日、学位請求論文提出者 本多創史氏の論文及び関連分野について、本学学位規定第８条第１項に定められた最終試験を実施した。

試験において、提出論文「明治期 感化救済事業の思想――留岡幸助の「ぬるやかな」社会・国家」に関する問題点及び関連分野について質疑を行い、説明を求めたのに対して、本多創史氏は適切な説明を以て応えた。

よって審査員一同は、本多創史氏が学位を授与されるに必要な研究業績及び学力を有すると認定し、最終試験の合格を判定した。